

令和4年度第3四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
大飯発電所3、4号機 海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置	令和4年9月12日から実施した火災防護(3年)チーム検査において、海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器2個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認した。 事業者が確認したところ、他発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、大飯発電所3、4号機の火災区域及び火災区画に設置している煙感知器の全数調査を行い、不適切な箇所に設置している煙感知器47個を把握し、令和4年9月5日までに移設を完了したと記録されていた。事業者が、原子力検査官からの指摘を受けて改めて確認したところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたことが明らかになり、同トンネルに設置している煙感知器全19個のうち2個が不適切な箇所に設置されていたとのことだった。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000420705.pdf
高浜発電所4号機 異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇	事業者は令和4年10月21日、第24回定期検査中の高浜発電所4号機において、B-加圧器逃がし弁(以下「当該弁」という。)のシートリークにより「加圧器逃がし弁出口温度高」警報が発信し、点検調査のため当該弁の元弁を閉止した結果、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者の原因調査の結果、当該弁の分解点検に関して、事業者の社内マニュアルに弁の組立作業時の異物混入防止のための具体的な記載がなく、今回の第24回定期検査で実施した当該弁の分解点検において、弁組立直前に部品(弁体、弁座等)の拭取作業が実施されなかったことにより、微小な異物が弁内部に混入し、弁シート部に噛み込んだ結果、シートリークが発生したものと推定された。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000420707.pdf https://www.nra.go.jp/data/000408234.pdf
敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析	令和2年2月7日に実施された第833回審査会合において、日本原電敦賀発電所2号機の審査資料中のボーリング柱状図の記事欄の一部が、第657回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書換えられ、さらに説明なく提出されていることが判明した。 令和2年10月7日に開催された第31回原子力規制委員会において、本ボーリング柱状図データ書換え事象に対する日本原電による原因調査分析の妥当性を原子力規制検査の中で確認していくこととなった。	-	SL III	https://www2.nra.go.jp/data/000420709.pdf https://www.nra.go.jp/data/000360320.pdf https://www.nra.go.jp/data/000362270.pdf https://www.nra.go.jp/data/000408285.pdf

令和4年度第3四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
日本原子力発電株式会社敦賀発電所における核物質防護事案(立入承認、出入管理)	防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000421545.pdf

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

令和4年度第3四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 ホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用	令和4年6月6日に、ホットラボ(北地区:政令第41条該当使用施設)において、原子力検査官が設備の稼働状況を確認するために現場ウォークダウンをしたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分(以下「ローカルサンプリング端」という。)の一部(全23か所中8か所)を停止させていることを確認した。事業者を確認したところ、ホットラボにおいて、少なくとも昭和58年3月から長期にわたり室内空気のサンプリングに係る適切性を検討することなくローカルサンプリング端の一部を停止させていたとのことであった。これは、保安規定に定める要求を満足していなかった。	追加対応なし	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000420675.pdf

令和4年度第3四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核物質防護事案(核物質防護情報の管理)	核物質防護秘密の管理の方法が適切ではなかったもの。	追加対応なし	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000421545.pdf
日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域境界に管理されていない開口部があったもの。	追加対応なし	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000421545.pdf

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。

深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。